

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

地域・こども・デジタル特別調査室

所管事項の動向

1 地域活性化

(1) デジタル田園都市国家構想

ア 背景

我が国は、急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少¹が経済成長の制約になることが懸念されている。加えて、地方からの人口流出と東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口集中が続いており、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となっている²。

このため、政府は、平成26年以降、①活力ある地域社会の実現、②東京圏への一極集中の是正などを目標に掲げ、地方創生（まち・ひと・しごと創生³）の取組を進めてきたが、東京圏への人口集中の傾向はむしろ加速した。

しかし、令和2年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大すると、地方移住への関心の高まりやテレワークの普及等によって、東京圏の転入超過数が減少に転じた。また、感染拡大を契機として、社会全体のデジタル化を進める気運が高まり、地方創生の取組についても、デジタル技術を活用することの重要性が指摘されるようになった。

このような中、令和3年10月に「デジタル田園都市国家構想」を掲げる岸田内閣総理大臣が就任し、政府として、同構想を推進することとなった。

イ デジタル田園都市国家構想の意義

「デジタル田園都市国家構想」は、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決や魅力の向上を実現し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すもので、これによって、東京圏への一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へのポトムアップの成長につなげていこうとするものである。

政府は、第2次岸田内閣の発足（令和3年11月）以降、「デジタル田園都市国家構想実現会議」（以下「実現会議」という。）において、構想の具体化に向けた検討を進め、令和4年12月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（計画期間：令和5年度～9年度）（以下「総合戦略」という。）を閣議決定⁴し、これに基づく取組を進めている。

¹ 我が国の生産年齢人口（15～64歳人口）は、令和2年の約7,500万人から令和22年の約6,200万人（推計）へと約1,300万人の減少が見込まれている（「デジタル行財政改革中間とりまとめ」（令和5年12月デジタル行財政改革会議決定））。

² 東京圏の転入超過数の大半は若年層（15～29歳）が占めているため、地方の若い世代が出生率の低い東京圏に流出することにより、我が国全体の少子化・人口減少を加速化させているとの指摘もある。

³ 政府は、「地方創生」と「まち・ひと・しごと創生」は「同じもの」としている（第187回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第3号26頁（平26.10.15）石破地方創生担当大臣（当時）答弁）。

⁴ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2020改訂版）」（令和2年12月閣議決定）（計画期間：令和2年度～6年度）の変更という形で策定されたものである。

なお、政府は、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていくとしているが、デジタルによらない地方創生の取組も改善を加えながら推進するとしている。

ウ デジタル田園都市国家構想総合戦略

総合戦略は、構想の実現に必要な施策の方向や、達成すべき重要業績評価指標（K P I⁵）などを示したもので、施策の方向については、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上」の取組の加速化・深化を図るため、下表の①から④の類型に分類して取組を推進するとした上で、そのために必要となる「デジタル実装の基礎条件整備」として、下表の⑤から⑦の取組を強力に推進し、構想の実現を図るとしている。

デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向（概要）

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上	
①地方に仕事をつくる	スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業D X（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光D X、地方大学を核としたイノベーション創出 等
②人の流れをつくる	「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
③結婚・出産・子育ての希望をかなえる	結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるD X等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
④魅力的な地域をつくる	教育D X、医療・介護分野D X、地域交通・インフラ・物流D X、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等
デジタル実装の基礎条件整備	
⑤デジタル基盤の整備	デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、I C Tの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備 等
⑥デジタル人材の育成・確保	デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
⑦誰一人取り残されないための取組	デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

（総合戦略を基に当室作成）

さらに、施策間連携・地域間連携を推進する観点から、地方が目指すべき地域ビジョンのモデルの例（スマートシティ・スーパーシティ、「デジ活」中山間地域等）を提示するとともに、その実現に向けた支援策（ワンストップ型の相談体制の構築、官民連携のプラットフォームの設置・活用等）が示された。

⁵ 主なK P Iとしては、①デジタル実装に取り組む地方公共団体：1,000団体（2024年度まで）、1,500団体（2027年度まで）、②地方と東京圏との転入・転出均衡（2027年度）、③デジタル推進人材の育成：230万人（2022～2026年度累計）、④デジタル推進委員の取組：推進委員5万人（2027年度まで）などがある。

なお、政府は、総合戦略を着実に実行していくため、毎年夏に「当面の重点検討課題」を整理した上で、政府内で検討を進め、年末に改訂を行う総合戦略に位置付けるとしている。加えて、総合戦略に位置付けられた取組に係るK P Iの達成状況等について、令和7年度中に中間検証を行い、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、必要に応じて総合戦略の改訂を行うとしている⁶。

エ 総合戦略の改訂

政府は、デジタル行財政改革の動き⁷や「当面の重点検討課題」（令和5年6月実現会議決定）に掲げた施策の進捗状況などを踏まえ、総合戦略の改訂に向けた作業を進め、令和5年12月、総合戦略（2023改訂版）を閣議決定した。

主な改訂内容としては、①地域交通分野における不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用の検討、②地域における生活物資の円滑な配送等を実現するためのドローンの飛行に関する運用・規制の見直し、③令和6年度からのデジタル情報配信道（自動運転車の社会実装等を支援する道路）やドローン航路（ドローンの社会実装等を支援する航路）の設定などのほか、④住民、民間事業者等が市町村に対し住宅団地再生の計画を提案できる仕組みの創設等を内容とする地域再生法⁸の改正の検討が明記された。

なお、政府は、今後の総合戦略の改訂について、総合戦略の基本方針に変更の必要が生じた場合に限って改訂を行っていききたいとしている⁹。

オ 地方版総合戦略と地方の取組に対する主な支援

総合戦略では、地方自治体は、総合戦略を勘案して、地方版総合戦略¹⁰を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を推進するものとされている。その上で、地方自治体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的にデジタル実装を通じた社会課題の解決に取り組めるよう、「デジタル田園都市国家構想交付金」（以下「デジ田交付金」という。）や地方財政措置¹¹等を通じて、分野横断的な支援を行うこととしている。

⁶ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略の実行について」（第12回実現会議（令和5年3月31日）資料）

⁷ デジタル行財政改革は、急激な人口減少社会に対応するため、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現しようとするもので、令和5年10月以降、デジタル行財政改革会議（議長：内閣総理大臣）において検討が進められており、同年12月には、同会議において、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」が決定されている。

⁸ 平成17年法律第24号。地域再生法は、地方創生の推進のための具体的な支援措置を提供するもので、地方自治体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、同法に規定された各種支援措置（デジタル田園都市国家構想交付金、地方拠点強化税制、企業版ふるさと納税等）の適用を受けることができる。

⁹ 河野デジタル大臣記者会見（令和5年12月26日）

¹⁰ まち・ひと・しごと創生法に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。地方版総合戦略の策定は任意（努力義務規定）であるが、令和5年4月時点で、ほぼ全ての地方自治体が地方版総合戦略を策定している。なお、令和4年度までにデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月）を勘案した地方版総合戦略を策定しているのは201団体（11.2%）となっている。

¹¹ 令和6年度地方財政計画においては、デジタル田園都市国家構想事業費1兆2,500億円（令和5年度と同額）が計上され、これに相当する一般財源（地方交付税等）が確保された。

このうち、デジ田交付金（令和5年度補正予算：735億円、令和6年度当初予算：1,000億円）は、従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等を一本化したもので、①デジタル実装タイプ（デジタル実装に必要な経費を支援）、②地方創生推進タイプ（地方創生に資するソフト事業等を支援）、③地方創生拠点整備タイプ（地方創生に資する拠点施設の整備等を支援）がある。

このほか、地方創生関連の主な支援策は下表のとおりである。

地方創生関連の主な支援策

事業名	概要
地方創生応援税制 （企業版ふるさと納税） 【令和6年度まで】	○地方自治体の地方創生の取組に法人が寄附を行った場合、寄附額の6割相当額を法人住民税・法人事業税等の税額から控除（損金算入措置による軽減効果と合わせて、寄附額の約9割相当額を軽減）
地方拠点強化税制 【令和5年度まで】	○事業者が本社機能を有する業務施設（事務所、研究所等）を①東京23区から移転する場合、②三大都市圏の中心部以外の地域において拡充する場合に、法人税等の課税の特例（オフィス減税・雇用促進税制）により支援
地方創生移住支援事業 【デジ田交付金（補助率1/2）】	○東京23区在住者又は通勤者が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合（テレワークにより移住前の業務を継続する場合を含む。）に、移住支援金（最大100万円＋子供1人当たり最大100万円）を支給
地方創生起業支援事業 【デジ田交付金（補助率1/2）】	○地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業等する者に対して起業等のための伴走支援と起業支援金（最大200万円）を支給
地方創生人材支援制度	○地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣

（内閣府地方創生推進事務局資料等を基に当室作成）

カ 地方創生移住支援事業及び地方拠点強化税制の拡充

政府は、令和6年度から、地方創生移住支援事業（上表参照）を拡充することとしており、東京都内に本部を置く大学の学生が卒業時に地方へU I Jターンすることを促進するため、地方の企業において実施される就職活動に参加するための交通費の2分の1を支援することとしている。加えて、令和7年度からは、この交通費に対する支援を受けた学生が実際に地方に移住する際にかかる移転費についても支援を行う予定としている。

また、令和6年度税制改正では、地方拠点強化税制（上表参照）の延長・拡充を行うこととしており、同税制の適用期限を2年間延長（令和7年度まで）するとともに、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用を創出するため、当該税制の対象にインサイドセールス（電話やオンラインツールを活用した事務所内での営業）や企業の管理業務（調査企画、経理等）受託事務等を実施する事務所のほか、地域再生法の改正を前提に、保育施設等の育児関連施設を追加することとしている。

これを受け、地方拠点強化税制の対象施設の拡大や地域住宅団地再生事業¹²の拡充（工④参照）等を内容とする地域再生法の改正案が今国会に提出される見込みである。

¹² 市町村が、多様な主体と連携して事業計画を作成することで、多様な建物用途の導入、地域交通の利便性向上、介護サービス等の充実など、住宅団地再生のための各種行政手続をワンストップ化するもの。

(2) 地方分権改革

ア 提案募集方式による地方分権改革

地方分権改革は、平成5年6月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機として取組が推進されてきたもので、第1次分権改革（平成5年～）、三位一体の改革（平成16年～）、第2次分権改革（平成18年～）を経て、平成26年以降は、提案募集方式による改革が進められている。

地方分権改革のあゆみ

年	主な動き	改革等の概要
平成 5	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	
7	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足（～平成13年7月） （平成8年12月第1次～平成10年11月第5次勧告）	【第1次地方分権改革】 ・機関委任事務制度の廃止と事務の再編成 ・国の関与の新しいルールの創設 ・権限移譲 ・条例による事務処理特例制度の創設 等
11	地方分権一括法成立	
16	三位一体改革（平成14～17年骨太の方針） 国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革（平成16～18年度）	
18	地方分権改革推進法成立	【第2次地方分権改革】 ・地方に対する規制緩和 （義務付け・枠付けの見直しなど） ・国から地方への事務・権限の移譲 ・都道府県から市町村への事務・権限の移譲 等
19	地方分権改革推進委員会発足（～平成22年3月） （平成20年5月第1次～平成21年11月第4次勧告）	
23	国と地方の協議の場法成立 第1次一括法成立 第2次一括法成立	
25	地方分権改革推進本部発足 地方分権改革有識者会議発足 第3次一括法成立	
26	第4次一括法成立 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ 提案募集方式（平成26年～）	
27	第5次一括法成立 ）	
令和 5	第13次一括法成立	【提案募集方式】 ・委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討

（内閣府資料を基に当室作成）

提案募集方式は、従来の委員会勧告方式に代えて個々の地方自治体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもので、毎年1回、その年の月上旬から3か月程度の期間提案募集が実施されている。

地方からの提案等に関し政府は、毎年12月、対応方針を閣議決定し、このうち、法制化が必要な事項については、翌年の通常国会に、地方分権一括法案を提出しており¹³、平成27年から令和5年までの間に第5次一括法から第13次一括法が成立している。

¹³ 地方分権改革推進本部「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月）

イ 令和5年の提案募集

令和5年の提案募集では、内閣府において、同年2月21日から5月19日まで、地方自治体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案の募集が実施され、地方自治体等236団体から230件の提案がなされた（令和4年：287団体から291件）。

今回の提案募集においては、重点募集テーマとして、①地方自治体と関係機関等との「連携・協働」、②地域住民の生活に重要な業務を担う「人材（担い手）確保」が設定されており、提案件数230件のうち、「連携・協働」に関する提案が17件、「人材（担い手）確保」に関する提案が28件となっている¹⁴。

令和5年12月22日、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とするとされた。

【令和5年の提案等のうち法律の改正が見込まれる主な事項】

- 里帰り出産における地方公共団体間の情報連携の仕組みの構築
- 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例等の延長
- 獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し

なお、地方分権有識者会議は提案募集方式を導入してから10年目の節目を迎え、その総括と地方分権改革を一層推進する観点から、今後の方向性を取りまとめ、公表した¹⁵。この中では、引き続き「提案募集方式」による取組の推進を求めた上で、①提案を行ったことのある町村の割合が3割弱にとどまっていること、②近年、現行制度の見直しにとどまる提案が少なくないこと、③国民の関心が高まっているとはいえないことなどを指摘し、これらの課題への適切な対応を求めている。

ウ 計画等の策定の見直しに関する取組

我が国においては、計画等の策定を通じた行政が進められる中で、近年、計画等の策定の義務付け等の規定（努力義務規定及び「できる」規定を含む。）が増加してきている¹⁶。

計画等の策定については、地方分権改革において一定の見直しが行われてきたものの、平成22年から令和2年の10年間で法律により地方公共団体が策定主体とされる計画等に関する条項数が約1.5倍になっており、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る事務への対応に多大な労力を要している。

こうしたことを背景として、令和5年3月、地方分権改革推進本部における決定を経て、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(以下「ナビガイド」という。)が閣議決定された。この中で

¹⁴ 第54回地方分権改革有識者会議・第148回提案募集検討専門部会合同会議 議事録（令和5年6月15日）

¹⁵ 地方分権改革有識者会議「地方分権改革の今後の方向性について—提案募集方式の導入以後10年の総括と展望—」（令和5年12月15日）

¹⁶ 計画等の策定を努力義務や任意としながら財政支援等の要件とするケースも増加傾向にある。

は、新規の計画等の策定や既存計画等の統合などの基本原則¹⁷を踏まえ、各府省の制度の検討等に当たっての計画行政の指針が示された。

今後、内閣府は法令協議等を通じてナビガイドに沿った運用がなされているか、確認・協議をしていくとしているほか、既存の計画等に関しては、令和5年度の見直しに着手することが適切と考えられるものについて、その在り方の見直しを支援し、見直し結果について地方分権有識者会議に報告するとしている¹⁸。

(3) 国家戦略特区制度

ア 国家戦略特区制度の創設

平成25年6月、第2次安倍内閣は、成長戦略を具体化する「日本再興戦略」を閣議決定し、その中に国家戦略特区の創設が盛り込まれた。国家戦略特区制度は、国が主導して特定の地域において規制改革等の取組を行うものであり、平成25年12月、国家戦略特区法¹⁹の成立により創設された。

平成26年9月、地方創生が内閣の重要課題とされると、国家戦略特区制度は地方創生の手段と位置付けられることとなった。

これまで国家戦略特区法の制定及び改正により、創業人材等の多様な外国人の受入れ促進、地域限定保育士の創設、スーパーシティ、地域限定型規制のサンドボックス制度の創設等の規制改革が実現した。

イ 国家戦略特区の指定

国家戦略特区には、これまでに以下の区域が指定されている。

第1次指定（平成26年）：東京圏、関西圏、沖縄県、新潟市、養父市、福岡市

第2次指定（平成27年）：愛知県、仙台市、仙北市

第3次指定（平成28年）：広島県・今治市、北九州市

第4次指定（令和4年）：（スーパーシティ型）つくば市、大阪市

（デジタル田園健康特区）加賀市・茅野市・吉備中央町

スーパーシティとは、自動運転、遠隔医療、キャッシュレス決済など生活全般にわたり、デジタル技術を活用して大胆な規制改革を行い、最先端のサービスを提供する未来社会を先行実現することを目指すものである。また、デジタル田園健康特区は、デジタル技術を活用し、健康・医療などをはじめとした地域の課題解決に重点的に取り組むものである。

スーパーシティ及びデジタル田園健康特区は、地域の活性化や持続可能な経済社会の実現を目指すデジタル田園都市国家構想を先導するとされている。

¹⁷ 「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(令和4年6月閣議決定)において、計画等の策定に関する基本原則が明記された。

¹⁸ 第55回地方分権改革有識者会議・第155回提案募集検討専門部会合同会議 議事録(令和5年8月4日)

¹⁹ 「国家戦略特別区域法」(平成25年法律第107号)

ウ 国家戦略特区をめぐる最近の動き

令和5年12月26日、第61回国家戦略特別区域諮問会議が開催された。同会議において、救急救命処置へのエコー検査の追加や、地域限定保育士と小規模認可保育所の対象年齢拡大の規制緩和の全国展開等が決定された。

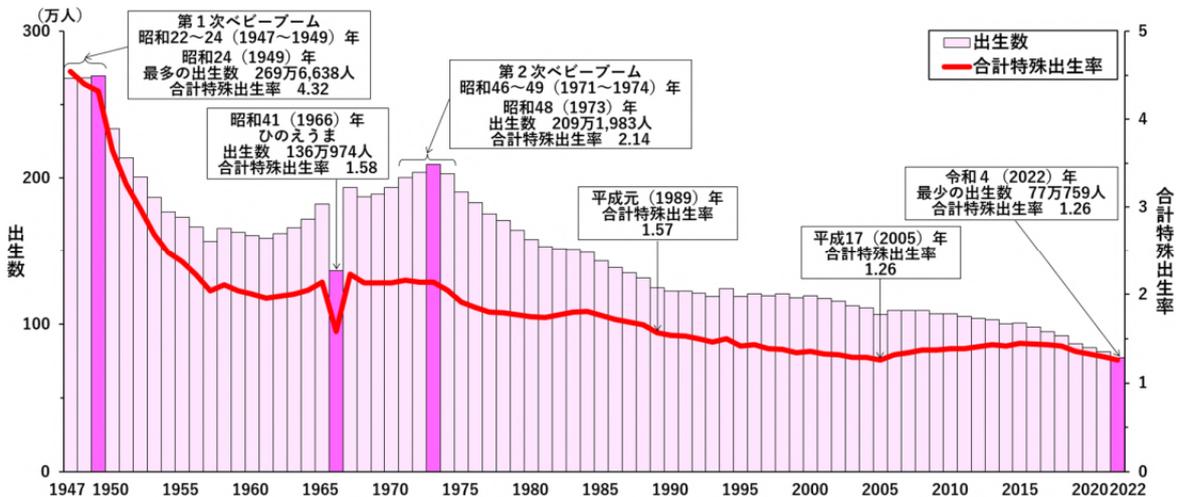
岸田総理は、今後、デジタル田園健康特区の実績を踏まえ、他分野への展開に向け、全国からアイデアを募り、令和6年6月を目途に地域の社会課題解決のための自治体連携による新たな特区の取組を発掘するとともに、金融・資産運用特区²⁰に関し、金融庁を中心に関係省庁と連携して国・自治体による支援や規制の特例措置等について、同月を目途に金融・資産運用特区のパッケージを策定する旨発言²¹した。

2 こども政策

(1) 少子化の現状

令和4（2022）年、我が国の出生数は77万759人と、統計を開始した明治32（1899）年以來最低の数字となり、合計特殊出生率も過去最低の1.26となった。

図表 出生数及び合計特殊出生率の推移



(厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計(確定数)」第2表-1、第2表-2を基に当室作成)

(2) こども家庭庁

こどもに関する施策は多岐にわたり、従前、担当省庁も複数にまたがっていた。このような状況の下、令和3年4月、菅内閣総理大臣（当時）は、こどもたちのために何が必要であるかという視点に立って、縦割りを打破し、組織の在り方を抜本から考えていくことも必要であるとの認識を示した²²。

²⁰ 主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度の活用も検討するもの（第61回国家戦略特別区域諮問会議資料4「資産運用立国について」）

²¹ 首相官邸HP「総理の一日」（令和5年12月26日）

²² 第204回国会参議院決算委員会会議録第1号11頁（令3.4.5）菅内閣総理大臣答弁

その後、岸田内閣において具体的な組織の在り方の検討が進められ、令和4年6月、こども家庭庁設置法²³、関係法律整備法²⁴及びこども基本法²⁵が制定・公布された。そして、令和5年4月、これらの3法律が施行され、こども家庭庁が発足した。

こども家庭庁は、こども政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するため、児童虐待、いじめ、こどもの貧困など、こどもを巡る様々な課題に対し、常にこどもの視点に立って、こどもの最善の利益を第一に考え、縦割りを排した行政を進めるための司令塔として、政府内の総合調整を適切に行いつつ、各省庁より一段高い立場からこども政策を主導し、必要に応じてちゅうちょなく勧告権を行使するとされている²⁶。

また、こども家庭庁は、発足後、「こども大綱」（こども基本法第9条第1項）の策定作業を進め、令和5年12月に同大綱が閣議決定された²⁷。

(3) こども未来戦略

ア 経緯

令和5年1月、岸田内閣総理大臣は、令和4年の出生数が80万人を割り込む見込みであることに触れ、少子化の問題はこれ以上放置できない課題であるとの認識を示した上で、従来とは次元の異なる少子化対策の実現に取り組む方針を表明し、令和5年6月までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示するとした²⁸。

これを受けて、小倉国務大臣（当時）の下、関係府省会議が同年3月に試案²⁹をまとめた。翌4月からは、岸田内閣総理大臣を議長に、関係閣僚、有識者、子育て当事者・関係者、関係団体（経団連、連合、知事会等）から構成される「こども未来戦略会議」が試案を基に具体策を検討し、同年6月13日に「こども未来戦略方針」が閣議決定された。そして、同会議が更に検討を進め、同年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定された。

イ 内容

こども未来戦略は、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「こども・子育て支援加速化プラン」の内容を明らかにするとともに、将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示したものである。同プランには、児童手当や育児休業給付の拡充等が盛り込まれており、その予算規模は現時点で国・地方合わせて3.6兆円程度とされている。

財源に関しては、「こども・子育て支援特別会計（仮称）」（いわゆる「こども金庫」）を新設し、政策の全体像と費用負担の見える化を進めるとしている。そして、歳出改革等により国民の実質的な追加負担の回避を目指しつつ、企業を含む社会・経済の参加者全員が

²³ 令和4年法律第75号

²⁴ 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第76号）

²⁵ 令和4年法律第77号。内閣提出法案であったこども家庭庁設置法等と同時に、議員立法にて制定された。

²⁶ 令和5年3月24日小倉内閣府特命担当大臣記者会見要旨

²⁷ 「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）

²⁸ 令和5年1月4日岸田内閣総理大臣年頭記者会見

²⁹ こども政策担当大臣「こども・子育て政策の強化について（試案）」（令和5年3月31日）

公平に広く負担する「こども・子育て支援金制度（仮称）」の構築により令和10年度までに安定財源を確保し、また、その間に財源不足が生じないように、必要に応じて「こども金庫」から「こども・子育て支援特例公債（仮称）」を発行するとしている。

さらに、上記プランの効果を検証しつつ、2030年代初頭までに、こども家庭庁予算で見て、国の予算又はこども1人当たりの国の予算の倍増を目指すとの方針を示している。

（図表）「こども・子育て支援加速化プラン」で示された主な具体策

項目	摘要
① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当の拡充（所得制限の撤廃、高校生年代まで支給期間を3年間延長、第3子以降は一律3万円） ○ 出産等の経済的負担の軽減 ○ 高等教育費の負担軽減
② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育・保育の職員配置基準の改善 ○ 「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設
③ 共働き・共育での推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性育休の取得促進
④ こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもまんなか応援サポーター

（「こども未来戦略」を基に当室作成）

（4）児童手当法等改正

政府は、こども未来戦略で示された諸施策を実施するための関連法律案を今国会に提出する予定である。

主な内容としては、まず、児童手当の拡充策として、所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長するとともに、第3子以降の多子加算額を3万円に引き上げる児童手当法³⁰の改正が提案される。その中では、多子加算における子の数え方も変更され、対象期間を過ぎた子を全て除外する従来の方法に代えて、大学生など22歳の年度末までの子について親等の経済的負担がある場合には含めることとされる方向である。この拡充は令和6年10月分から適用し、あわせて支給を4か月単位・年3回から2か月単位・年6回に改め、同年12月に拡充後初の支給を行うこととされる³¹。

また、妊娠・出産期から2歳までの支援を強化するための「出産・子育て応援給付金」を制度化し、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付けるとともに、一定時間を限度として就労要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」を令和7年度から制度化するための子ども・子育て支援法³²の改正なども提案される³³。

一方、財源に関しても、「こども・子育て支援特別会計（仮称）」、「こども・子育て支援金制度（仮称）」及び「こども・子育て支援特例公債（仮称）」を新設するための所要の法整備が行われる見込みである（(3)イ参照）。

³⁰ 昭和46年法律第73号

³¹ 「こども未来戦略」14頁

³² 平成24年法律第65号

³³ 「こども未来戦略」14, 18-20頁

(5) 日本版DBS法案

教育、保育等の現場における従事者のこどもに対する性犯罪・性暴力を未然に防止するため、教育職員等や保育士に関して児童生徒性暴力等（わいせつ教員対策法³⁴第2条第3項）による資格失効者等のデータベースの整備や資格再授与時の審査等の立法措置が講ぜられたのに続き、イギリスのDBS³⁵制度を参考にした仕組みが検討されている。

こども家庭庁の有識者会議は、令和5年9月、職業選択の自由、営業の自由等に留意しつつ、教育、保育等の従事者の性犯罪歴を確認する仕組みが必要との報告書をまとめた。その中では、設置に認可等を要する学校や児童福祉施設等の設置者に確認義務を課すこと、認可等が不要な学習塾などの事業者については認定制度を設け、認定事業者に確認義務を課すこと、被害者の年齢を問わず性犯罪の前科者を対象とすることなどが提言された³⁶。

政府は、当初、この提言を基に、法律案を同年の第212回国会（臨時会）に提出する予定であったが、確認の義務化の対象などの再検討が必要として見送り、令和6年の第213回国会（常会）以降できるだけ早期の法律案提出へ向け検討を進めるとしている³⁷。

3 マイナンバー制度

(1) マイナンバー制度の概要

ア マイナンバーとは

個人番号（マイナンバー）は、本人を識別するための12桁の番号である。日本国内に住民票を有する個人に対して付番され、最新の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と関連付けて管理されている。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、マイナンバー法³⁸に基づき、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤である。マイナンバー制度の目的は、①公正な給付と負担の確保、②国民の利便性の向上、③行政の効率化の3つである。

マイナンバーは、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において利用を促進することとし、マイナンバーを利用できる事務は限定列挙されている（ポジティブリスト方式）。

イ 情報連携

情報連携とは、個人情報管理する各機関が、マイナンバー等を用いて個人情報を相互に活用する仕組みである。これは、行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）を省略し、住民の利便性を図るとともに、行政を効率化すること等を目的としている。

³⁴ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）

³⁵ Disclosure and Barring Service

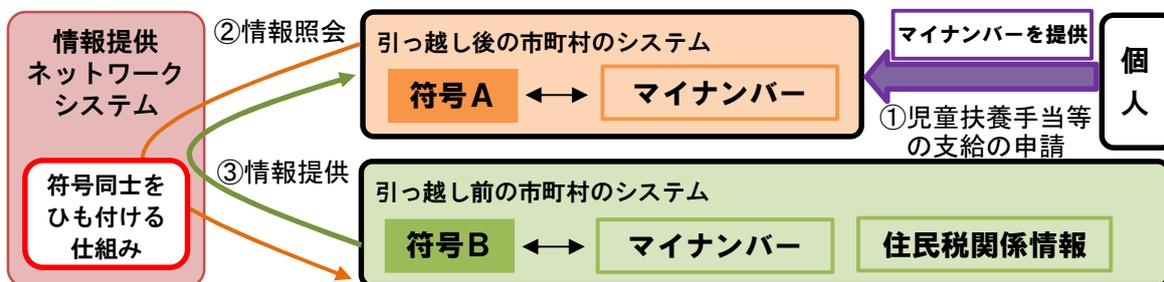
³⁶ 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書（令和5年9月12日）

³⁷ 『読売新聞』（令5.10.16夕刊）

³⁸ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

情報連携に当たり機関同士でやり取りされるのは、マイナンバーではなく機関ごとに異なる符号（機関別符号）である。これにより、マイナンバーのみが流出しても、各機関が保有する個人情報が芋づる式に引き出されることはないとされている（図表参照）。

（図表）マイナンバー制度における符号を用いた情報連携の例



（デジタル庁「マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携」を基に当室作成）

（2）マイナンバーカード及びマイナポータル

個人番号カード（マイナンバーカード）は、本人に交付される I Cチップのついたプラスチック製のカードである。表面には基本 4 情報・顔写真・有効期限等が記載され、裏面にはマイナンバーが記載される。また、I Cチップには券面記載事項や電子証明書等が搭載されている。

マイナンバーカードの公的個人認証（電子証明書）及び空き領域については、マイナンバー自体を利用するものではないため、民間事業者も含めて様々な用途に活用することができる。

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスであり、提供されるサービスとして①手続の検索・電子申請、②行政機関等が保有する自分の特定個人情報の確認、③行政機関等からのお知らせの確認、④情報提供等記録表示（住民の情報のやりとり履歴の確認）等がある。手続の電子申請、②～④の利用にはマイナンバーカードが必要である。

（3）マイナンバー法の制定及び近年の改正

平成25年にマイナンバー関連 4 法³⁹が成立した。マイナンバーの付番は平成27年10月から、マイナンバーの利用及びマイナンバーカードの交付は平成28年1月から、情報連携及びマイナポータルは平成29年11月から、それぞれ開始された。

マイナンバー法は平成27年、令和元年、令和3年及び令和5年に改正された。令和5年改正法⁴⁰の主な内容は以下のとおりである（一部の規定を除き、令和6年度施行予定）。

- ・マイナンバーの利用範囲を社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務に拡大

³⁹ マイナンバー法、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成25年法律第28号）、「地方公共団体情報システム機構法」（同第29号）及び「内閣法等の一部を改正する法律」（同第22号）

⁴⁰ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）

- ・マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し（法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務においてもマイナンバーの利用を可能とする等）
- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化（いわゆるマイナ保険証）
- ・マイナンバーカードの普及・利用促進（郵便局における交付申請受付を可能とする等）
- ・戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加
- ・公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）

(4) マイナンバー制度の今後

ア マイナンバーに関するトラブル

令和5年改正法の成立と前後して、①マイナ保険証や障害者手帳情報のひも付けの誤り、②コンビニ交付サービスでの証明書の誤交付、③公金受取口座の誤登録やマイナポイントの誤付与、といったトラブルが相次いだ。政府は令和5年6月に「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、マイナンバーとのひも付けを行っている全ての事務の実施機関に対して、ひも付け方法を確認し、個別データの点検が必要となるケースの整理を行うとともに、当該データの総点検を行った。

同年12月、マイナンバー情報総点検本部において、総点検の結果が報告された⁴¹。これを受けて、令和5年改正法の健康保険証の廃止に関する規定は令和6年12月2日に施行されることとなった⁴²。

イ マイナンバー法の改正に向けた動き

令和5年6月に策定された重点計画⁴³においては、令和8年中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指しており、必要があれば令和6年の第213回国会（常会）に法案の提出を目指すこととしている。

内容についての問合せ先

地域・こども・デジタル特別調査室 相原首席調査員（内線68777）

⁴¹ マイナンバーのひも付け誤りが点検対象件数（8,208万件）の0.010%に当たる8,351件あった。

⁴² 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和5年政令第374号）

⁴³ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）